

## 中水・浴用濾過装置保守点検業務委託仕様書

- 1 委託場所  
草加市柿木町261番地1  
草加市総合福祉センターであいの森
- 2 委託期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 支払方法  
業務完了後（年2回払い）
- 4 業務内容  
定期的に技術員を派遣し、各設備の電気系統（制御盤）、配管系統等の保守点検及び清掃と浴用濾過水分析検査を行うこと。
- 5 対象機器
  - ① 浴用活水濾過装置 SFR-3011AEF型 ×1台
  - ② 中水濾過装置 SFR-7014AER型 ×1台
  - ③ 滅菌装置 NFF01-PADL-CF ×2台
  - ④ 水位計 ×2台
- 6 保守点検及び清掃内容
  - ① 中水装置関係
    - (a) 中水濾過装置保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
    - (b) 中水濾過装置濾材洗浄・・・年1回実施
    - (c) 中水濾過装置濾材交換・・・年1回実施
    - (d) 自動滅菌装置保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
  - ② 浴用濾過装置関係
    - (a) 浴用濾過装置保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
    - (b) 浴用濾過装置濾材洗浄・・・年1回実施
    - (c) 浴用濾過水分析検査・・・年4回実施（レジオネラ菌・大腸菌）
    - (d) 活水濾過装置保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
    - (e) 活水濾過装置濾材交換・・・年1回実施
    - (f) 滅菌装置保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
    - (g) 水位計保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施
    - (h) 浴槽配管保守点検・・・総合点検及び外観点検を各1回実施  
配管清掃（浴槽と濾過器を結ぶ配管及び、ストレーナーの清掃）
- 7 事故報告  
各設備に異常が発生したときは、速やかに適切な処置を行い、施設担当者へ報告すること。
- 8 業務完了報告書  
各業務完了後、速やかに業務完了報告書を各作業工程の写真を貼付の上、施設担当者へ提出すること。

## 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 事業団品質マネジメントシステム（IS09001）の取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (5) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - (a) 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - (b) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。